

特定複合観光施設区域整備法案（いわゆるカジノ解禁実施法案）に反対し、廃案を求める会長声明

2018年6月19日、特定複合観光施設区域整備法案（いわゆるカジノ解禁実施法案）が衆議院で可決された。同法案は、2016年12月15日に成立した特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（いわゆるカジノ解禁推進法）に基づき、カジノを解禁しようとするものである。

当会は、これまで、一貫して、カジノ解禁に反対してきた（2014年11月10日付意見書、2016年12月5日付会長声明）。

カジノ施設におけるスロットマシンやテーブルゲームは、ゲームの速度や頻度の多さから、賭け金も無秩序に高額なものになりがちである。カジノ解禁実施法案は、入場回数制限を7日間で3回、28日間で10回までとし、入場料を6000円とするが、24時間営業のギャンブル施設に連続して3日、最大72時間も居続けることができ、賭け金額の規制も行われないというのでは、ギャンブル依存症の発症率は相当に高くなることが懸念される。

さらに、カジノ解禁実施法案では、一定の金額を預け入れた顧客に対しては、カジノ事業者から資金の貸付を行うことが想定されている（特定資金貸付業務）。その一定の金額がいくらであるかは、現時点では不明であり、後に「カジノ管理委員会規則で定める」ものとされる。この貸付には、年収の3分の1を超える貸付を禁止する貸金業法の総量規制が適用されることもない。カジノの賭け金を捻出するための借入が可能となれば、

ギャンブル依存症を誘発する危険性は高い。

カジノ解禁実施法案は、日本で初めて民間賭博を公認し、民間事業者が、営利の目的でギャンブル事業を営み、顧客の負けを事業者の利益とすることを認めるものである。カジノ事業者は、カジノ行為粗利益の3割の納付金を義務づけられるとはいえ、その余の収益の使途は、制限されない。これまで、特別法により公営ギャンブルの違法性を阻却する際には、「目的の公益性（収益の使途を公益性のあるものに限ることも含む）」や「運営主体等の性格（官又はそれに準じる団体に限るなど）」等が考慮要素とされ、そのために民間賭博が認められることはなかった。今ここで、カジノを解禁することは、法秩序全体の整合性を著しく損なう。

昨年8月に実施された意見募集（パブリックコメント）でも、1234名から提出された意見のうちカジノ解禁に反対するという意見が829件もあり、各種世論調査でも、カジノ解禁に反対あるいは慎重とする意見が賛成意見を圧倒している。

以上より、当会は、カジノ解禁実施法案に強く反対し、廃案を求めるものである。

2018年6月20日

東京弁護士会会長 安井 規雄

民法の成年年齢引下げ法案成立に対する会長声明

本年6月13日、第196回国会（今通常国会）において、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げること等を内容とする「民法の一部を改正する法律」が可決成立した。

当会は、今まで、民法の成年年齢は18歳に引き下げるべきではなく、仮に引き下げの場合も消費者保護や若年者保護のための諸条件の整備の実施・検証が必要であるという意見を発出してきた（2009年7月30日付「『民法の成年年齢の引き下げについて』に関する意見書」、2017年2月13日付「消費者被害の観点からの民法の成年年齢引下げの議論に関する意見書」）。今般の法改正は、それらの条件整備がなされない中で成年年齢を18歳に引き下げたものであり、極めて遺憾である。

成年年齢を引き下げる理由として、急速な少子高齢化の中で若年者の社会への参加時期を早めることにより「大人」の自覚を高めることが社会に大きな活力をもたらすという点や18歳・19歳の若者の自己決定権の尊重などが挙げられているが、

140年間も安定的に定着してきた成年年齢20歳を引き下げる立法事実としては極めて観念的・抽象的と言わざるを得ない。一方、引下げによって、18歳・19歳の若者が未成年者取消権（民法第5条第2項）を失うことによる消費者被害拡大のおそれ、親権の対象となる年齢引下げによる自立困難な若年者の困窮の増大、高校教育での生徒指導の困難化、養育費支払終期の繰上げのおそれなど、多くの具体的な問題点が指摘されているが、その対策は現時点において全く不十分である。

今般の法改正は、2009年10月の法制審議会の意見が18歳への引下げ適当と答申したことを一つの論拠とするが、同法制審議会の最終報告書は、引下げの条件として、①若年者の自立を促すような施策・消費者被害の拡大のおそれを解決する施策が実現されること、②施策の効果が十分に発揮されること、③施策の効果が国民の意識として現れることという3つのハードルを明記している。しかし、今通常国会で意見を述べたほとんどの参考人が、現状ではこれらのハードルがクリアさ

れていないことを指摘しており、未だ引き下げるべき時期に至っていないことが明らかである。

特に、若年者の消費者被害拡大のおそれについては、18歳・19歳の者が未成年者取消権を失うことについての対応が必要不可欠であり、つけ込み型不当勧誘についての消費者契約法の取消権などの消費者保護民事ルール創設、若年者のクレジットや借入に対する規制強化、消費者教育の充実・強化に向けての抜本的改革など具体的施策が必要であるが実現されていない。今通常国会で成立した消費者契約法改正法により、不安を煽ったり恋愛感情を抱いていることに乗じた勧誘を理由とする取消権が創設されたが、極めて限定された形態の消費者被害に関する規定に過ぎず、未成年者取消権喪失の手当としてはあまりにも不十分である。

また、引下げについての正しい知識を前提とした国民的議論も見られず、世論調査においても反対が多数を占める現状にあり、国民の意識への浸透には程遠い状況にある。

当会は、このような状況において本法律が成立したことにより、上記の問題点が現実化することへの強い懸念を改めて表明するとともに、2022年4月の本法律の施行時期までに問題点を実質的に解決する実効性ある十分な施策の実現と効果の発揮、および国民への十分な周知を図るよう政府に対して強く求めるものである。

2018年6月25日

東京弁護士会会長 安井 規雄

死刑執行に抗議するとともに、死刑執行を停止し、2020年までに死刑制度の廃止を含め 刑罰制度全体の見直しを求める会長声明

2018年7月6日、全国に拘置されていた死刑確定者7名の死刑が一斉に執行された。うち6名は再審請求中であり、心神喪失の疑いのあるものも含まれている。今回の死刑執行は、昨年8月、上川法務大臣就任以降2回目のもので、第2次安倍内閣以降、13回目で合計28名になる。

死刑制度の存否については様々な意見があるところ、死刑は一度執行されると冤罪であった場合には取り返しがつかない。そもそも死刑は国家刑罰権の発動としてなされるもので、「国家が人の生命を奪うことが許されるのか」という根源的な問題がある。また、刑罰には応報の理念は認められるが、刑事政策の本質は犯罪者の更生を図るとともに犯罪を防止することにある。しかし、死刑では犯罪者の更生を図ることができず、犯罪抑止の効果もないとされている。

このような事情を考慮すると、死刑制度は見直されるべきものであるといえる。

特に日本においては、これまで死刑囚を含め多くの冤罪が発生し、再審無罪により社会復帰を果たした例（免田・財田川・松山・島田等々各事件）がある。このように誤判・冤罪の危険性が具体的かつ現実的問題であることについては大いに認識されるべきである。

また、死刑に直面している死刑確定者に対しては、被疑者・被告人段階、再審請求段階、執行段階のいずれにおいても十分な弁護権、防御権が保障されるべきである。それゆえ今回の再審請求中の死刑確定者に対する死刑の執行は問題であると言わざるを得ない。

更に、現在、国際社会においては死刑廃止に向かう潮流が

主流となっており、日本を含め死刑制度を残し、死刑を執行している国は少数となっている。

国連の自由権規約委員会（1993年、1998年、2008年、2014年）、拷問禁止委員会（2007年、2013年）及び人権理事会（2008年、2012年）は、死刑の執行を繰り返している日本に対し、死刑執行を停止し、死刑廃止を前向きに検討すべきであるとの勧告を繰り返し行っている。今回の執行に対しても、多くの国々、国際機関等から批判や懸念が表明されている。

他方、犯罪により尊い命が奪われた場合、失われた命は二度と戻ってこない。人の命は何よりも重いものであり、生命を奪う犯罪は決して許されるものではない。また犯罪により身内の方を亡くされた遺族の方が厳罰を望むことは、ごく自然なことであり、その心情も十分に理解できる。

このような事情を踏まえると、当会は、基本的人権の尊重を基本とする民主主義社会である現代社会においては、犯罪被害者・遺族に対し十分な支援を行うことに一層力を注ぐとともに、死刑が生命を剥奪する刑罰で国家による重大な人権侵害であることに目を向けつつ、死刑制度を含む刑罰制度全体を見直す必要があると考える。

それゆえ今回の死刑執行に対しては、強く抗議するとともに、改めて死刑を廃止するまで全ての死刑執行を停止した上で、死刑制度を含む刑罰制度全体の見直しをここに求めるものである。

2018年7月9日

東京弁護士会会長 安井 規雄